

質問に対する回答書

業務名：大津町書かない窓口システム（窓口DX SaaS）導入業務委託

No	資料名	ページ	項目	質疑内容	回答内容
1	実施要領	3	6. 参加申込書 (4) 提出資料⑦	直近1事業年度分の貸借対照表及び損益計算書の写しの提出が求められておりますが、2025年度版の公表データが間に合わない場合、2024年度版を提出し、後日2025年度版を提出しても問題ないでしょうか。	参加申込書提出期限（令和8年7月2日）時点で2025年度版が未公表の場合は、現時点で公表されている直近の事業年度分（2024年度版）の提出で差し支えありません。
2	実施要領	4	7. 企画提案書 (4) 提出書類	【質問①】提出書類については①②③④⑤⑥の正本1部のみに事業者名を記載でよろしいでしょうか。（②③の副本9部に記載しないという認識でよろしいでしょうか。） 【質問②】“※会社名、ロゴマーク等の作成者が誰であるか分かる表示はしないこと”は、提案する窓口DxSaaS製品に関する表記も表示しない対象でしょうか。また、この※の対象は「②企画提案内容」「③業務工程表」まででしょうか。「④見積書及び見積内訳書」や「⑤業務実施体制調書」も含まれるでしょうか。	審査の公平性確保のため、選定委員による審査・採点の対象となる「②企画提案内容」及び「③業務工程表」の副本については、会社名、ロゴマークその他提案者を特定できる情報を記載しないでください。なお、②及び③の正本については、事務局において提案書がどの事業者のものか区別するため、表紙にのみ事業者名を記載してください。 また、特定の事業者と強く結び付く製品名、サービス名、ブランド名等についても、提案者を特定できる場合は「本システム」「本製品」等の表現に置き換えるなど、提案者が分からないよう留意してください。なお、製品の機能や仕様を具体的に説明することは差し支えありません。 なお、「④見積書及び見積内訳書」、「⑤業務実施体制調書」及び「⑥類似業務実績調書」については、会社名、製品名等を記載して差し支えありません。

No	資料名	ページ	項目	質疑内容	回答内容
3	仕様書	3	7. システムの基本的な考え方	“本システムは、ガバメントクラウド上に構築されたデジタル庁「自治体窓口 DXSaaS」であること”とありますが、書かない窓口の活用および将来的な拡張を目的として、自治体窓口 DXSaaS に付帯する形で、同 SaaS 外のデータ連携基盤を導入することは可能でしょうか。	書かない窓口の活用や利便性向上、業務効率化に資するものであれば、窓口 DXSaaS に付帯する形でのデータ連携基盤のご提案自体は可能です。 ただし、提案にあたっては以下の要件をすべて満たすことを前提とします。 ・国が示す標準準拠システム及びガバメントクラウド環境との技術的・運用の整合性が完全に確保されていること。 ・特定の事業者や特定の個別システムへ過度な依存が生じない構造であり、他のシステム・形式とも容易に連携できる等、汎用性が高い仕様（標準的な Web-API 等）であること。 ・将来的な基幹系システムの更改、データ移行、または他システムとの新たな機能拡張の際に支障や不利益を生じない柔軟な設計であり、セキュリティ対応等の更新についてはシステム開発側（事業者側）が行うこと。 なお、本提案は基本機能の要件を満たした上での独自提案（加点评価の対象）となりますので、様式 5「機能要件確認表」の「追加機能提案欄」に仕組みの詳細や本町への効果を明記してください。また、当該基盤の構築・運用に関わる費用を含めた総額が、調達上限額を超えないようご注意ください。
4	仕様書	3	9. データ連携機能要件 1 前提条件	基幹系システムは令和 8 年 11 月に標準化されますが、20 業務うちどの業務が、基幹系システムおよび標準化の対象でしょうか。また窓口 DXSaaS 導入時点で標準化されている	標準化対象業務については、地方公共団体情報システム標準化法等に基づく標準化対象業務のうち、本町が所管しない児童扶養手当及び生活保護を除く業務を対象として移行を予定しています。 なお、国民健康保険業務については、他の標準化対象業務とは

No	資料名	ページ	項目	質疑内容	回答内容
				ない業務がありますでしょうか。	移行時期が異なり、現時点では令和 10 年度の標準準拠システムへの移行を予定しています。 ただし、移行スケジュールは個別システムの調整状況により変動する可能性がありますので、契約締結後、事象が発生した場合は基幹システムベンダー等も含め協議のうえ決定します。
5	仕様書	4	9. データ連携機能要件 3 後方連携	基幹系業務システムに WEB-API を活用可能とありますが、WEB-API の仕様など公開できる情報がありますでしょうか。また「標準化における標準準拠システム間の API 連携（REST 方式）」に準拠している方式か、基幹系業務システム独自の方式のいずれでしょうか。	本システムの稼働時には基幹系システムが標準準拠システムへ移行している予定ですが、現時点では移行に向けた調整中であるため、現時点で公開できる情報はありません。 詳細な連携仕様につきましては、ご提案いただくシステムの仕様も踏まえつつ、契約締結後に本町及び基幹系システムベンダーと協議・調整のうえ決定していくこととなります。提案段階におきましては、標準化への対応を見据えつつも、柔軟なインターフェース設計・連携方式に対応できる方針をお示しください。
6	仕様書	4	9. データ連携機能要件 3 後方連携 (窓口 DXSaaS 基幹系システム)	今回の業務委託では、後方連携を進めていくうえで WEB-API 連携や RPA を活用するための情報を出力（CSV 形式）するまでを想定しているという認識で問題ないでしょうか。	本業務では CSV 出力機能に加え、仕様書に記載のとおり、転入等の住民異動情報を基幹系システムへ連携することを求めています。具体的な連携方式（WEB-API、CSV+RPA 等）については、ご提案いただく内容を踏まえ、導入する窓口 DXSaaS に合わせた連携タイミング等とあわせて、本町と協議のうえ決定します。
7	仕様書	4	10. システム設定 (2) 対象とするライフイベントの設定等	今回想定されているライフイベントは引っ越し関係（転入、転出、転居）でよろしいでしょうか。	ライフイベントに関しては引っ越し関係だけに限定するものではありません。仕様書の「3. (2) 導入部署」にお示ししている通り、税務課、健康保険課、子育て支援課、介護保険課な

No	資料名	ページ	項目	質疑内容	回答内容
					ど、各課の関連手続きの帳票作成や案内も対象に含める想定です。最終的な対象業務（20 帳票程度）は、導入時の「窓口 DXSaaS 導入に係る業務整理・運用設計」における詳細調査・ヒアリングを通じて、本町と協議のうえ決定します。
8	別紙_調達対象機器一覧	1	No.2	端末保守で、廃棄に関するマニュアルが出せない場合は、故障した機器の廃棄は、大津町様で対応していただくことは可能でしょうか。	調達した機器は原則として本町の所有物となりますので、故障機器の廃棄処分は本町にて実施予定です。 なお、廃棄時に受託者が行うべき手続き等については、必要に応じて別途協議するものとします。
9	様式 5 機能要件確認表	1	3. 基幹系業務システムとのデータ連携 4 標準化後の連携	令和 8 年 11 月の標準準拠システム移行が遅延した場合、窓口 DXSaaS 側の対応可能期間・追加費用は、発生を確認してから、別途来年度に向けて調整を実施する認識でよろしいでしょうか。	標準準拠システム移行が遅延した場合は、その時点の状況を踏まえ、本町及び基幹系業務システムベンダー等との協議により、できる限り今年度中の導入・実装を目指し、対応を決定するものとします。 なお、提案に当たっては、機能要件確認表に記載のとおり、標準化後の連携要件への対応を前提として提案してください。
10	様式 5 機能要件確認表	1	3. 基幹系業務システムとのデータ連携 7 特例転入のデータ連携	住基ネットからの転出証明書情報連携（特例転入対応）の転出証明書情報連携（特例転入対応）区分がオプション（推奨）となっていますが、対応されない場合、マイナンバーカード等の 4 情報のみが自動入力となり、他は本システムでは職員様にて手入力をされるというシステム運用想定をされている認識でよろしいで	本要件はオプション（推奨）要件ではあるものの、本委託業務はフロントヤード改革の一環として行われるものであり、かつ、仕様書の「2.業務目的」にも記載のとおり住民の利便性向上と窓口事務の効率化を目的としているものです。推奨要件に関しては、機能要件確認表中にも実装することが望ましいと記述しているとおり、大津町が目指すフロントヤードとバックヤードに実装することが望ましいと考えております。よって、連携機能が未実装の場合は、提案システムで実現可能な代替手法や運用方法をご提案いただければ幸いです。

No	資料名	ページ	項目	質疑内容	回答内容
				しょうか。	なお、これら推奨要件への対応有無や、効率的な窓口運用に向けた代替提案の具体性・優位性については、企画提案の審査（評価）において評価の対象（加点要素等）といたします。 また、同じくオプション（推奨）要件である在留カードの利活用についても同様の考え方であることを申し添えます。
11	様式 5 機能要件確認表	2	7. 4 バッチ処理時間	要件補足に『アーキテクチャ図に構成を記載すること』とございますが、当該アーキテクチャ図につきましてはデジタル庁様の認定を受けている一方で、当社固有のノウハウを含むため自治体様には非公開としております。そのため、提出を省略させていただくことは可能でしょうか。	企業秘密や固有ノウハウに関わる詳細なアーキテクチャ図の開示までは求めておりません。オンライン処理への影響がないことを確認できるレベルの簡易的な構成図の提示、または文章での補足説明にて代えることも可能です。
12	様式 5 機能要件確認表 (追加提案欄)	1	追加提案欄	機能要件確認表の「追加提案欄」について、追加提案の内容ごとに、本調達の見積対象に含める提案と、本調達の対象外として将来的な展望・参考提案（別途見積）として区分して記載してよろしいでしょうか。	提案内容を「本調達の見積対象に含めるもの」と「対象外（将来的な展望・参考提案）」に区分して記載してください。見積もり対象外の提案については、評価基準における「将来性」の評価の参考にさせていただきます。
13	様式 7 業務実施体制調 書	—	—	再委託先が複数ある場合、主要な再委託事業者に限定して記載する形でよろしいでしょうか。	本業務の遂行に実質的に関与する再委託事業者については、原則としてすべて記載してください。ただし、機器の運搬・設置等、業務の一部にとどまる軽微な協力会社については、主要な

No	資料名	ページ	項目	質疑内容	回答内容
					再委託事業者の記載をもって差し支えありません。あわせて、再委託を行う場合は仕様書第 22 条に基づき事前に本町の承諾を要することに留意してください。
14	様式 8 類似業務実績調 書	—	—	【質問①】記載する実績案件には、開発元の実績案件も含めてもよろしいでしょうか。 【質問②】本件は販売店が提案や入札を行い、窓口 DXSaaS の開発元と協力して作業を遂行する予定です。業務実績の提示について、販売店の実績だけでなく、製品開発元の業務実績を含めて提示しても差し支えないでしょうか。	提案する窓口 DXSaaS 製品自体の実績を示す参考情報として、製品開発元の業務実績を含めて記載していただいても差し支えありません。 ただし、本業務は窓口 DXSaaS 製品の提供のみならず、システム設定、導入支援、職員研修、運用開始に向けた各種調整等を含む導入業務委託であることから、審査における「業務実績」の評価におきましては、提案事業者ご自身が自治体へシステムを導入・構築した実績を重視して評価を行います。 従って、調書への記載にあたっては「提案事業者自身による窓口 DXSaaS の自治体への導入実績（導入支援の実績）」と「窓口 DXSaaS 製品自体の開発・採用実績（ソフトウェアの実績）」が明確に区別できるように明記してください。